

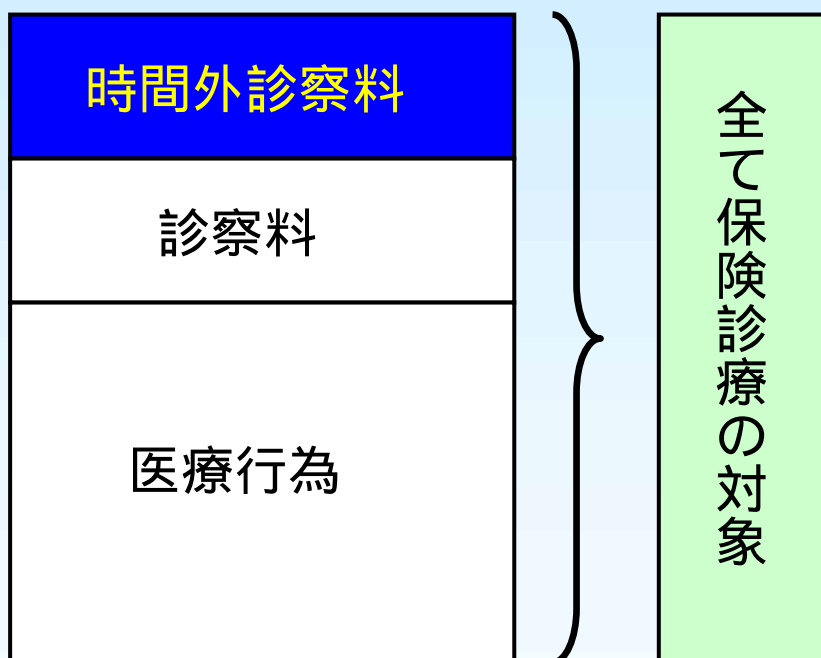
平成20年11月4日から 時間外診療費の取り扱いが 一部変更になります！

現在、診療時間以外（休日・深夜を含む）に来院される患者さまの中には、必ずしも緊急性がない患者さまが多くなっており、このため、一刻を争うような救急患者さまへの対応に支障を来す状況になっております。このため当院といたしましては、診療時間以外に受診された患者さまの中で、「軽症あるいは必ずしも緊急性がない」と医師が判断した場合には、時間外加算等相当額（以下「特別な診察料」）**3,150円**を自費で負担していただくことにいたしました。これも救急医療の質を確保するためのやむを得ない措置であり、伏して皆様のご理解をお願いすると共に、患者さまにおかれましては、できる限り診療時間内での診察を受けて下さいますようお願い申し上げます。

病院長

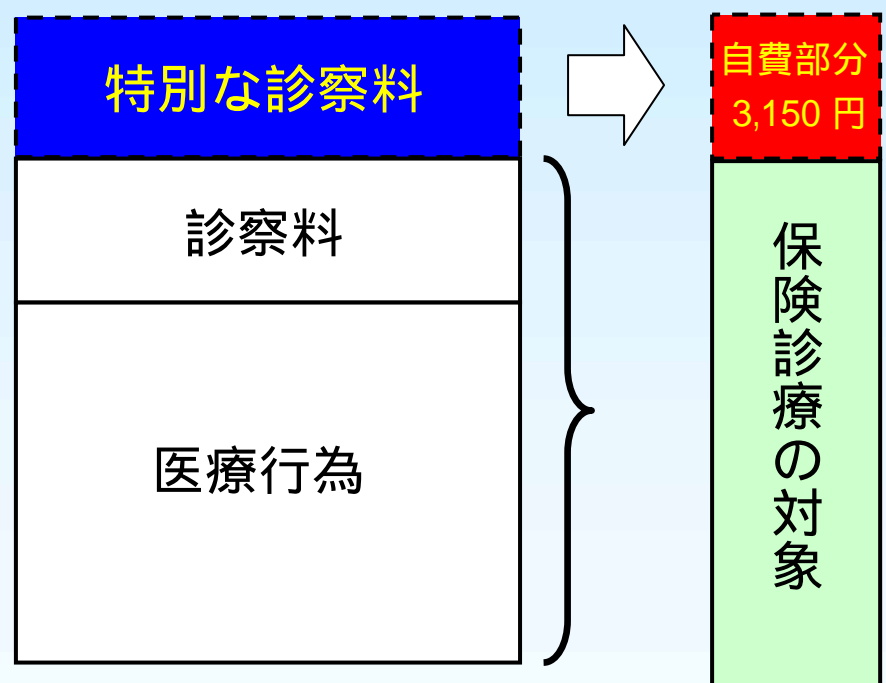
これまでと同様の部分

緊急性があると担当医師が判断した場合の
取り扱い



平成20年11月4日からの一部変更部分

診療時間外などに受診される患者さまのうち、
軽症あるいは必ずしも緊急性がないと担当医師
が判断した場合には、時間外診察料に相当する額
を自費でいただきます。



対象となる診療時間以外とは、月曜日から金曜日の午後5時30分から午前8時、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始となります。

特別な診察料を徴収しない場合は以下の通りとなります。

1. 医師の指示（予約）等により来院した患者さま
2. 入院の必要がある患者さま
3. 緊急の処置が必要な患者さま
4. 紹介状で緊急受診の必要があると明記された患者さま
5. 交通事故・労働災害・公務災害等の場合
6. 死亡が確認された場合
7. その他、担当医師が「緊急性がある」と判断した場合

